

返戻金制度に関する事項

事業所名：株式会社ヒューマンワーク

許可番号：13-ユ-300506

■返戻金制度に関する事項

当事業者は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を下記にて設けています。

万一、弊社の事由に起因し、又は求職者の自己都合により、入社後3ヶ月以内に退職することとなった場合、弊社は採用企業に対し次に定めるとおり、受領した紹介手数料の返還及び消費税相当額を支払うものとする。ただし、採用企業の事由に起因して求職者が退職した場合若しくは解雇された場合、又は求職者が死亡等不測の事態により退職した場合は、返戻の対象としない。

■入社日から起算して3ヶ月以内の退職：紹介手数料の50%相当額

※ただし、返戻金制度は取引先ごとに別の定めをする場合があります